宮崎市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）交付要綱

（趣旨）

第１条　本市は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法（平成９年法律第 123 号）第８条第 14 項に規定する地域密着型サービスをいう。以下同じ。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的とし、予算の定めるところにより宮崎市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）事業（以下「基金事業」という。）を実施する民間事業者に対し補助金を交付するものとする。その交付については、医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について（平成 26 年９月 12 日付け厚生労働省医政局長、老健局長及び保険局長通知）の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（以下「管理運営要領」という。）、宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）交付要綱（平成 27 年９月４日宮崎県福祉保健部長寿介護課長伺い定め）及び宮崎市補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、次の各号によるものとする。

⑴　「介護施設等」とは、別表「（１）地域密着型サービス等整備等助成事業」及び「（２）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業」の「１区分」の欄に掲げた施設をいう。

⑵　「民間事業者」とは、介護施設等を設置運営する社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、株式会社、有限会社等の法人をいう。

⑶　「基金事業」とは、次の事業をいう。

ア　地域密着型サービス等整備等助成事業

住民にとって身近な日常生活圏域を単位として整備する施設や介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備（別表「（１）地域密着型サービス等整備等助成事業　１区分」の欄に掲げた施設）の整備について補助する事業

イ　介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

介護施設等が開設時から安定した質の高いサービスを提供する体制の整備を支援するため、施設開設準備を行う施設（別表「（２）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業　１区分」の欄に掲げた施設）について補助する事業

（補助事業者）

第３条　第１条に規定する補助金の交付の対象となる者は、次のとおりとする。

⑴　前条第２号に規程する民間事業者であって、以下の要件を満たす者

ア　市税に未納がないこと。

イ　地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の４及び宮崎市税条例（昭和 30 年宮崎市条例第 23 号）の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎市内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収

を開始することを誓約した者

ウ　基金事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

エ　その他補助が適当でないと市長が認める者でないこと。

（補助対象経費及び補助金額の算定方法等）

第４条　補助金の交付の対象となる経費及び算定方法等については、次のとおりとする。

(1)　地域密着型サービス等整備等助成事業

別表「（１）地域密着型サービス等整備等助成事業」のとおりとする。ただし、次に掲げる費用は、補助金の交付の対象としない。

ア　既に実施している事業に要する費用

イ　他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に要する費用

ウ　土地の買収又は整地など資産を形成する事業に要する費用

エ　職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に係る事業に要する費用

オ　その他施設整備助成事業費として適当と認められない費用

(2)　介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

別表「（２）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業」のとおりとする。ただし、対象となる経費は施設開設日前6か月間に要した経費に限り、次に掲げる費用は、補助金の交付の対象としない。

ア　地方公務員法(昭和25年法律第261号)に定める地方公務員の給与に充てる費用

イ　他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に要する費用

ウ　その他施設開設準備経費等支援事業費として適当と認められない費用

（補助金の交付の申請）

第５条　補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

（申請書に添付すべき書類）

第６条　補助金交付申請書（様式第１号）に添付すべき書類は、次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1)　地域密着型サービス等整備等助成事業

ア　施設整備申請額内訳（別紙①）
イ　事業計画（別紙②）
ウ　収支予算書（別紙③）
エ　その他市長が必要と認める書類

(2)　介護施設等の施設開設準備経費等支援事業
ア　申請額算出内訳書（様式第 2 号の 2）
イ　事業計画書（様式第 3 号）
ウ　収支予算書（様式第 4 号）
エ　その他市長が必要と認める書類

（補助金等の交付の条件）

第 7 条　本補助金を交付するに当たっては、管理運営要領、規則及びこの要綱の定めによるほか、次の条件を付するものとする。

(1)　事業の内容を変更（第１１条に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。

(2)　事業の中止又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。

(3)　事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(4)　事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに価格が 30 万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数の期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(5)　事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(6)　市長の承諾を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(7)　事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備の上、事業が完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間は保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律 179 号）に定める期間を経過するまで保管すること。

(8)　事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金については、この限りでない。

(9)　事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(10)　事業を行うために締結する契約については、原則として一般競争入札によるものとする。

(11)　前各号に掲げる条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補

助金の全部又は一部を市に返還させることがある。

（決定通知）

第８条　補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定書（様式第２号)により行うものとする。

（申請の取下げ）

第９条　規則第６条第１項に規定する市長の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して 10 日を経過した日とする。

（補助事業の内容等の変更）

第１０条　市長に提出した書類の変更をしようとするときは、補助金変更交付申請書（様式第６号）に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

(1)　地域密着型サービス等整備等助成事業

ア　施設整備申請額算出内訳（変更）（別紙①－2）

イ　事業計画（変更）（別紙②－2）

ウ　収支予算書（変更）（別紙③－2）

エ　その他市長が必要と認める書類

(2)　介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

ア　申請額（変更）算出内訳書（様式第２号の 2）

イ　事業（変更）計画書（様式第３号）

ウ（変更）収支予算書（様式第４号）

エ　その他市長が必要と認める書類

（軽微な変更の範囲）

第１１条　規則第７条第１項ただし書の規定により市長の定める軽微な変更の範囲は、補助金額に変更がない場合又は事業実施に必要な経費の総額の 20%以内の減額の変更とする。

（変更決定の通知）

第１２条　第１０条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるものについては、これを承認し、補助金交付決定書（様式第２号）により変更決定通知を行うものとする。

（状況報告）

第１３条　施設整備に係る工事に着手したときは工事着工報告書（様式第５号）により工事に着工した日から５日以内に、補助事業の状況報告については補助事業遂行状況報告書（様式第７号）により補助金の交付決定のあった日の属する年度の 12 月 31 日現在の状況を当該年度の１月 10 日までに市長に提出するものとする。

２　工事が完了したときは、工事が完了した日から７日以内に工事完了届（様式第８号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付方法）

第１４条　この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第１５条　補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第１６条　補助事業の実績報告は、補助事業実績報告書（様式第10号）に次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の４月10日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(1)　地域密着型サービス等整備等助成事業

ア　施設整備実績額内訳（別紙①－3）

イ　事業実績報告（別紙②－3）

ウ　その他市長が必要と認める書類

(2)　介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

ア　精算額算出内訳書（様式第10号の2）

イ　事業実績書（様式第11号）

ウ　収支精算書（様式第12号）

エ　その他市長が必要と認める書類

２　第5条ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　第5条ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（その金額が0円の場合を含む。）を様式第13号により速やかに報告するとともに、市長の返還命令を受けて当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第１７条　補助金の額の確定に係る通知は、補助金の額の確定通知書（様式第14号）により行うものとする。

（書類の提出部数等）

第１８条　規則及びこの要綱の規定により市長に提出する書類の部数はそれぞれ２部とし、その様式は、

定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附　則

この要綱は、平成 28 年 6 月 14 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 28 年 7 月 20 日から施行し、平成 28 年度の予算に係る宮崎市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）から適用する。

附　則

この要綱は、平成 30 年 12 月 19 日から施行し、平成 30 年 7 月 10 日から適用する。

附　則

この要綱は、平成 31 年 4 月 26 日から施行し、平成 31 年度の予算に係る宮崎市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）から適用する。

附　則

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日より適用する。

附　則

この要綱は、令和 4 年 8 月 10 日から施行し、令和 3 年度の予算に係る宮崎市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）から適用する。

附　則

この要綱は、令和 5 年 2 月 1 日から施行し、令和 4 年度の予算に係る宮崎市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）から適用する。

附　則

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行し、令和 5 年度の予算に係る宮崎市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）から適用する。

附　則

この要綱は、令和 6 年 12 月 2 日から施行し、令和 6 年度の予算に係る宮崎市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）から適用する。

附　則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度の予算に係る宮崎市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）から適用する。

別表（第2条、第4条関係）

宮崎市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）配分単価

（1）地域密着型サービス等整備等助成事業

1　区　　分	2 補助単価	3 単位	4　対象経費	5 補助額
地域密着型サービス施設等の整備				
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,280千円以内	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第3条(1)の（ア）から（オ）までに定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	第1欄に定める施設等ごとに第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と、第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。
小規模な介護老人保健施設	66,000千円以内	施設数		
小規模な介護医療院	66,000千円以内	施設数		
小規模な養護老人ホーム	2,820千円以内	整備床数		
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,280千円以内	整備床数		
都市型軽費老人ホーム	2,110千円以内	整備床数		
認知症高齢者グループホーム	39,600千円以内	施設数		
小規模多機能型居宅介護事業所	39,600千円以内	施設数		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000千円以内	施設数		
看護小規模多機能型居宅介護事業所	39,600千円以内	施設数		
認知症対応型デイサービスセンター	14,100千円以内	施設数		
介護予防拠点	10,500千円以内	施設数		
地域包括支援センター	1,410千円以内	施設数		
生活支援ハウス	42,100千円以内	施設数		
緊急ショートステイの整備	1,410千円以内	整備床数		
施設内保育施設	14,100千円以内	施設数		
介護施設等の合築等				
別表1（1）の1区分に掲げる地域密着型サービス施設等と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の補助単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる		
空き家（住宅以外の既存建築物を含み、賃借物件を除く。）を活用した改修・増築				
認知症高齢者グループホーム	10,500千円以内	施設数		
小規模多機能型居宅介護事業所				
看護小規模多機能型居宅介護事業所				
認知症対応型デイサービスセンター				
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備				
特別養護老人ホーム	1,330千円以内	定員数		
介護老人保健施設				
介護医療院				
養護老人ホーム				
軽費老人ホーム				

(2)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1　区　分	2　補助単価	3　単位	4　対象経費	5　補助額
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(改築時)に必要な経費 定員29名以下の地域密着型施設等				第1欄に定める施設等ごとに第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を補助額とする。
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989千円以内	定員数	民間事業者が施設開設準備事業を実施するのに必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料	
小規模な介護老人保健施設				
小規模な介護医療院				
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
認知症高齢者グループホーム				
小規模多機能型居宅介護事業所		宿泊定員数		
看護小規模多機能型居宅介護事業所				
小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る))であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)		定員数		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	16,600千円以内	施設数		
都市型軽費老人ホーム	496千円以内	定員数		
小規模な養護老人ホーム	496千円以内			
施設内保育施設	4,960千円以内	施設数		